

砂川市道路占用料徴収条例新旧対照表

| 現 行  |                |       |             | 改 正 後   |                |       |             |
|--|----------------|-------|-------------|---|----------------|-------|-------------|
| <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の110を乗じて得た額</u> (その額が100円に満たない場合にあつては、100円) とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の110を乗じて得た額</u> (その額が100円に満たない場合にあつては、100円) の合計額とする。</p> |                |       |             | <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、<u>当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額</u> (その額が100円に満たない場合にあつては、100円) とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、<u>当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額</u> (その額が100円に満たない場合にあつては、100円) の合計額とする。</p> |                |       |             |
| 別表 (第2条関係)   |                |       |             | 別表 (第2条関係)  |                |       |             |
|  | 占用物件           | 単位    | 占用料         |   | 占用物件           | 単位    | 占用料         |
| 法第32条第1項<br>第1号に掲げる<br>工作物   | 第1種電柱          | 1本につき | <u>350円</u> | 法第32条第1項<br>第1号に掲げる<br>工作物  | 第1種電柱          | 1本につき | <u>380円</u> |
|  | 第2種電柱          | 1年    | <u>540円</u> |   | 第2種電柱          | 1年    | <u>580円</u> |
|  | 第3種電柱          |       | <u>730円</u> |   | 第3種電柱          |       | <u>780円</u> |
|  | 第1種電話柱         |       | <u>320円</u> |   | 第1種電話柱         |       | <u>340円</u> |
|  | 第2種電話柱         |       | <u>500円</u> |   | 第2種電話柱         |       | <u>540円</u> |
|  | 第3種電話柱         |       | <u>690円</u> |   | 第3種電話柱         |       | <u>740円</u> |
|  | その他の柱類         |       | <u>32円</u>  |   | その他の柱類         |       | <u>34円</u>  |
|  | 共架電線その他上空に設ける線 | 長さ1メー | <u>3円</u>   |   | 共架電線その他上空に設ける線 | 長さ1メー | <u>3円</u>   |

| 現 行                       |                               |                              |             | 改 正 後                         |                              |                |            |
|---------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------|-------------------------------|------------------------------|----------------|------------|
|                           | 類                             | トルにつき                        |             | 類                             | トルにつき                        |                |            |
|                           | 地下に設ける電線その他の線類                | 1年                           | <u>2円</u>   | 地下に設ける電線その他の線類                | 1年                           | <u>2円</u>      |            |
|                           | 路上に設ける変圧器                     | 1個につき<br>1年                  | <u>310円</u> | 路上に設ける変圧器                     | 1個につき<br>1年                  | <u>330円</u>    |            |
|                           | 地下に設ける変圧器                     | 占用面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>年 | <u>190円</u> | 地下に設ける変圧器                     | 占用面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>年 | <u>200円</u>    |            |
|                           | 変圧塔その他これに類するもの<br>及び公衆電話所     | 1個につき<br>1年                  | <u>630円</u> | 変圧塔その他これに類するもの<br>及び公衆電話所     | 1個につき<br>1年                  | <u>680円</u>    |            |
|                           | 郵便差出箱及び信書便差出箱                 |                              | <u>270円</u> | 郵便差出箱及び信書便差出箱                 |                              | <u>280円</u>    |            |
|                           | 広告塔                           | 表示面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>年 | <u>960円</u> | 広告塔                           | 表示面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>年 | <u>670円</u>    |            |
|                           | その他のもの                        | 占用面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>年 | <u>630円</u> | その他のもの                        | 占用面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>年 | <u>680円</u>    |            |
| 法第32条第1項<br>第2号に掲げる<br>物件 | 外径が0.07メートル未満のもの              | 長さ1メー<br>トルにつき               | <u>13円</u>  | 法第32条第1項<br>第2号に掲げる<br>物件     | 外径が0.07メートル未満のもの             | 長さ1メー<br>トルにつき | <u>14円</u> |
|                           | 外径が0.07メートル以上0.1メ<br>ートル未満のもの | 1年                           | <u>19円</u>  | 外径が0.07メートル以上0.1メ<br>ートル未満のもの | 1年                           | <u>20円</u>     |            |
|                           | 外径が0.1メートル以上0.15メ<br>ートル未満のもの |                              | <u>28円</u>  | 外径が0.1メートル以上0.15メ<br>ートル未満のもの |                              | <u>30円</u>     |            |
|                           | 外径が0.15メートル以上0.2メ<br>ートル未満のもの |                              | <u>38円</u>  | 外径が0.15メートル以上0.2メ<br>ートル未満のもの |                              | <u>41円</u>     |            |
|                           | 外径が0.2メートル以上0.3メー<br>トル未満のもの  |                              | <u>57円</u>  | 外径が0.2メートル以上0.3メー<br>トル未満のもの  |                              | <u>61円</u>     |            |

| 現 行                    |                                    |           |                  | 改 正 後            |                        |                          |                                    |                  |             |                  |             |
|------------------------|------------------------------------|-----------|------------------|------------------|------------------------|--------------------------|------------------------------------|------------------|-------------|------------------|-------------|
|                        | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの           |           |                  | <u>76円</u>       |                        | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの |                                    | <u>81円</u>       |             |                  |             |
|                        | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの           |           |                  | <u>130円</u>      |                        | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |                                    | <u>140円</u>      |             |                  |             |
|                        | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの             |           |                  | <u>190円</u>      |                        | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの   |                                    | <u>200円</u>      |             |                  |             |
|                        | 外径が1メートル以上のもの                      |           |                  | <u>380円</u>      |                        | 外径が1メートル以上のもの            |                                    | <u>410円</u>      |             |                  |             |
| 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 |                                    |           | 占用面積1平方メートルにつき1年 | <u>630円</u>      | 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 |                          |                                    | 占用面積1平方メートルにつき1年 | <u>680円</u> |                  |             |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設      | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの           |           | 占用面積1平方メートルにつき1日 | <u>10円</u>       | 法第32条第1項第6号に掲げる施設      | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの |                                    | 占用面積1平方メートルにつき1日 | <u>7円</u>   |                  |             |
|                        | その他のもの                             |           | 占用面積1平方メートルにつき1月 | <u>96円</u>       |                        | その他のもの                   |                                    | 占用面積1平方メートルにつき1月 | <u>67円</u>  |                  |             |
| 政令第7条第1号に掲げる物件         | 看板（ア）<br>一時的に設けるもの<br>一ちであるものを除く。） | 一時的に設けるもの |                  | 表示面積1平方メートルにつき1月 | <u>96円</u>             | 政令第7条第1号に掲げる物件           | 看板（ア）<br>一時的に設けるもの<br>一ちであるものを除く。） | 一時的に設けるもの        |             | 表示面積1平方メートルにつき1月 | <u>67円</u>  |
|                        |                                    | その他のもの    |                  | 表示面積1平方メートルにつき1年 | <u>960円</u>            |                          |                                    | その他のもの           |             | 表示面積1平方メートルにつき1年 | <u>670円</u> |
| 標識                     |                                    |           | 1本につき            | <u>500円</u>      | 標識                     |                          |                                    | 1本につき            | <u>540円</u> |                  |             |

| 現 行                               |                               |                          |                        | 改 正 後                |                                   |                          |                        |                  |      |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------|------------------------|----------------------|-----------------------------------|--------------------------|------------------------|------------------|------|
|                                   | 旗ざお                           | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき<br>1日            | 10円                  | 旗ざお                               | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき<br>1日            | 7円               |      |
|                                   |                               | その他のもの                   | 1本につき<br>1月            | 96円                  |                                   | その他のもの                   | 1本につき<br>1月            | 67円              |      |
|                                   | 幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日       | 10円                  | 幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）     | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日       | 7円               |      |
|                                   |                               | その他のもの                   | その面積1平方メートルにつき1月       | 96円                  |                                   | その他のもの                   | その面積1平方メートルにつき1月       | 67円              |      |
|                                   | アーチ                           | 車道を横断するもの                | 1基につき<br>1月            | 960円                 | アーチ                               | 車道を横断するもの                | 1基につき<br>1月            | 670円             |      |
|                                   |                               | その他のもの                   |                        | 480円                 |                                   | その他のもの                   |                        | 330円             |      |
| 政令第7条第2号に掲げる工作物                   |                               |                          | 占用面積1平方メートルにつき1年       | 630円                 | 政令第7条第2号に掲げる工作物                   |                          |                        | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 680円 |
| 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 |                               |                          | 占用面積1平方メートルにつき1月       | 96円                  | 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 |                          |                        | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 67円  |
| 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設    |                               |                          | 1月                     | 63円                  | 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設    |                          |                        | 1月               | 68円  |
| 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物              | 高架の道路の路面下に設けるもの               | 占用面積1平方メートルにつき1年         | 近傍類似の土地の時価に0.019を乗じて得た | 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | 高架の道路の路面下に設けるもの                   | 占用面積1平方メートルにつき1年         | 近傍類似の土地の時価に0.023を乗じて得た |                  |      |

| 現 行  |          |  |   | 改 正 後  |          |  |   |
|--|----------|--|---|--|----------|--|---|
|  | 上空に設けるもの |  | 額   |  | 上空に設けるもの |  | 額   |
|  |          |  | 近傍類似の<br>土地の時価<br>に 0.024 を<br>乗じて得た<br>額 |  |          |  | 近傍類似の<br>土地の時価<br>に 0.023 を<br>乗じて得た<br>額 |
|  | その他のもの   |  | 近傍類似の<br>土地の時価<br>に 0.034 を<br>乗じて得た<br>額 |  | その他のもの   |  | 近傍類似の<br>土地の時価<br>に 0.033 を<br>乗じて得た<br>額 |
| 政令第7条第12号に掲げる器具  |          |  | 近傍類似の<br>土地の時価<br>に 0.034 を<br>乗じて得た<br>額 | 政令第7条第12号に掲げる器具  |          |  | 近傍類似の<br>土地の時価<br>に 0.033 を<br>乗じて得た<br>額 |
| 備考   |          |  |   | 備考   |          |  |   |
| <p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> |          |  |   | <p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> |          |  |   |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p> | <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> |